

裾野産業分野の投資優遇に関するアラート

裾野産業の開発に関する政令111/2015/ND-CP号を改正・補足する政令草案

2021年9月

背景

政令111/2015/ND-CP号の導入により、裾野産業に対する法制度、投資優遇及び開発支援政策がますます改善されており、国内及び海外投資家の生産力も高められているとされています。

2020年8月6日付決議115/ND-CP号によると、政府は、開発要件に適合し、実施する政策の一貫性を実証するために、裾野産業の開発政策を更に改善する必要があると確認しました。

現在、商工省は、**裾野産業の発展**に関する2015年11月3日付政令111/2015/ND-CP号を改正する政令草案を最終化しています。当該政令草案は、速やかに発効されることが予想されます。

本アラートでは、以下の内容をご提供いたします。

1. 政令草案における改正事項の概要
2. 適用対象
3. 適用要件
4. 優遇の政策

1. 政令草案における改正事項の概要



優遇税制の対象

- 裾野産業の範囲にプロセッシング活動を含め、裾野産業製品の範囲に補助材料を含めることが検討されています。
- 投資拡張プロジェクトに対し、少なくとも20%の生産能力の増加に係る条件に関して、税制と、更に明確で一貫性のある評価基準が提供されます。
- 開発が優先される裾野産業製品のリストを修正し、政令111に基づく現在のリストの製品を修正及び補足します。



優遇税制の適用要件

- 裾野産業優遇税制の適用対象となるプロジェクトを評価する為の適用要件が補足されます。具体的な内容は以下の通りです。
 - 現代のハイテクな生産プロセス
 - 新たな技術アップデート
 - 品質管理の基準
 - プロジェクトの人材に関する基準



優遇の政策

- 開発が優先される裾野産業製品を製造するプロジェクト向けのいくつかの優遇政策が補足されます。具体的な政策は以下の通りです。
 - 金利の助成
 - 環境保護の支援
 - 法律上の支援
 - 検査、評価、品質の認証の支援



裾野産業分野の投資優遇に関するアラート

裾野産業の開発に関する政令
111/2015/ND-CP号を改正・
補足する政令草案

2021年9月

2. 裾野産業優遇税制の適用対象

裾野産業の範囲拡大

政令草案では、**プロセッシング活動を裾野産業の範囲に含め、補助材料を裾野産業製品に含めることが更に明確かつ包括的に規定されています。**

拡張投資プロジェクトに係る基準の、より明確な定義

拡張投資プロジェクトを決定する為の条件が**更に明確な方向性**をもって更新され、法人税法に基づく文書の規定との**一貫性**が示されています。これにより、企業はプロジェクトの範囲に関してより容易に証明することができ、管轄当局による検査及び評価の際により良い基準を提供することが出来るようになります。

裾野産業製品リストのアップデート

裾野産業製品のリストは、現在の裾野産業分野での実際の状況に更に適合したものになるよう、修正及び補足される予定です。具体的に、追加された製品は以下の通りです。

(i) テキスタイル&衣料産業：

工業用染料（繊維、染色、印刷、刺繍、洗浄）、テキスタイルアクセサリー（フック、ラッチ、ブラ、リベット、オゼ等）、プラスチック樹脂、及び、織り、染色、仕上げ、印刷、刺繍等の段階の製品

(ii) 靴産業：

靴の部品（様々な種類のジッパー、革生地を切断する為のプラスチック台等）、靴型（フォーム）、プラスチック樹脂、ゴム原料等

(iii) 電子産業：

インダクタ、プリント回路、携帯電話及びカメラの部品、その他の部品など。

(iv) 自動車産業：

冷却システム（エアコンコンプレッサー、エアコン冷却装置）、ステアリングシステムのコンポーネント/組立部品、ブレーキシステムの組立部品/包括的な部品、エンジンコントロールのソフトウェアおよび制御システム、自動車制御システムの部品、電気自動車の充電ステーションの部品、充電ステーションの組立用部品、その他自動車の製造及び組立用の部品等。

(v) 工作機械：

金型、組立治具、ブラケット、鉄道車両、機関車、ワゴンの製造及び組立用の部品及びスペアパーツ、鉄道用スペアパーツ及び消耗品（光線、付属品、牽引力の供給システム、鉄道信号情報等）を製造及び組立の為の機器、はんだごて、はんだワイヤー、はんだ等の溶接材料等。

(vi) ハイテク産業の裾野産業製品：

高品質基準の機械部品：マイクロエレクトロニクス、航空宇宙のコンポーネント、飛行装置等のクラスター等。



裾野産業分野の投資優遇に関するアラート

裾野産業の開発に関する政令
111/2015/ND-CP号を改正・
補足する政令草案

2021年9月

3. 裾野産業優遇税制の適用要件

政令草案は、裾野産業優遇税制の適用要件を補足しています。これは、管轄当局が優遇税制の認証の為に申請書類をレビュー及び承認する際に、技術的基準を提供するものです。政令草案では、裾野産業優遇税制の適用を申請するプロジェクトに対し、これまでより更に厳格な要件の導入を行うことが検討されています。具体的には以下の通りとなります。

- 裾野産業製品を製造するプロジェクトは、国内及び国際的基準、又は、ハイレベルな顧客の要求基準を満たす品質で、**最新のハイテク生産プロセスを適用している。**
- 生産ラインの主要機器は、**投資時点から5年以内**のプロジェクトが属する業界における**新しいテクノロジー**で、更新されている。
- 品質管理は、専門的な国際基準を満たさなければならず、**品質管理に関する国際基準**、例えば、**ISO 9001 : 2015**又は同等の基準の取得が奨励される。
- プロジェクトは、ベトナムの法律により規定されている環境基準及び技術的規定に準拠する必要がある。特に、**国際的環境基準**、例えば、**ISO 14000** 又は同等に準拠することが奨励される。
- 生産に直接関与する**大卒以上の学位のある専門技術者数**は、**プロジェクトの総従業員数の少なくとも2.5%**である必要がある。また、**品質管理、生産管理、研究開発(R&D)に直接関与する専門家数**は、**プロジェクトの総従業員数の少なくとも1%**である必要がある。(政令草案では、MOIT (商工省) がこの状態を確認する為の基準について特定の規制を設けることも規定されています。)

4. 裾野産業優遇税制の政策

政令草案では、以下の優遇内容に対する政策が追加となっています。

クレジットの支援

裾野産業製品を製造する為の投資プロジェクトを有する企業の中長期融資に対し、商業銀行を通じて金利を助成するための支援を行います。

環境保護の支援

- 地方の開発投資資金から、環境基準を満たす集中型固形廃棄物処理ゾーン及び集中型廃水処理システムの改築を支援します。そして、中央の開発投資資金から、裾野産業製品を製造する投資プロジェクトを有する経済特区、工業区域及びクラスターに対し、土地面積の少なくとも20%をリースすることを支援します。
- プロジェクトの投資、処理、環境保護の為に、ベトナム環境保護基金及び、地域開発投資資金からの優遇金利、投資後の金利支援を行います。

法律上の支援

裾野産業企業は、情報の提供、法的知識の育成及び法的アドバイザーを目的として、法的支援プログラムに参加する権利を有します。

検査、評価、品質の認証の支援

- 製品のテスト、検査及び品質認証活動に関する費用に対する裾野産業開発プログラムからの財政支援を行います。
- 支援のレベルは、経費の種類及びサプライヤーに応じて、経費の50%から100%までとされています。



裾野産業分野の投資優遇に関するアラート

裾野産業の開発に関する政令
111/2015/ND-CP号を改正・
補足する政令草案

2021年9月

弊社の見解

政令草案は、裾野産業の開発に関する規制及び政策を統合しており、税制や投資法等の他の関連規制との高い整合性を示しています。政令草案により、改革案及び裾野産業分野の企業コミュニティの支援に対する政府の意欲が表明されています。この中で、企業にとってのオポチュニティと課題は以下の通りと考えられます。

オポチュニティ： 政令草案は、裾野産業（プロセッシング活動及び補助材料を含む）の明確で包括的な概要を提供する同時に、拡張投資プロジェクトの生産能力の向上を実施する為の基準を明確にしています。それにより、裾野産業優遇税制の申請プロセスにおいて、企業に対し、更に有利な条件を提供します。また、政令草案は、開発が優先される裾野産業製品のリストに様々な製品を追加し、政令111に定められたリストに含まれていなかった裾野産業製品を製造する企業に優遇税制を適用する機会を拡大します。

課題： 政令草案は、裾野産業製品の製造プロセスにおける技術、生産プロセス、能力、労働の質に関する基準等、更に厳格で包括的な技術的要件を導入し、それにより裾野産業優遇税制の適用可能なプロジェクトの品質に対して更に高い要件を求めます。この要件の追加は、裾野産業優遇税制の認証の為に申請書類を準備する際に、プロジェクトの生産能力の向上や要件の充足において、企業にとって課題となることが想定されます。

企業が対応すべきこと

企業は、政府の裾野産業への優遇、特に税金コストの節約やその他の優遇のメリットを最適化する為の調査及び戦略的計画に積極的に取り組む必要があります。

企業は、以下のような戦略的事項を検討する必要があります。

- 現在、最適な優遇税制を適用しているか。また、現在の優遇税制より、更に条件のよい優遇措置はあるか。
- 産業セクター、製品、投資規模等により限定されない現在の規制に基づき、企業が裾野産業優遇税制を適用する為に満たす事が出来る要件はいくつあるか。
- 本政令草案の規定は裾野産業優遇税制を適用する企業のオポチュニティに、どの様な影響を与えるか。
- 現在の政策の状況及び傾向を考慮し、企業のプロジェクトが裾野産業優遇税制を適用する為の最適な戦略は何か。
- いつ優遇税制適用を申請する為の準備を行う必要があるか。また、申請プロセス中における実務的な課題に対する解決策は何か。





Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Takada Koki
Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14587
ktakada@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager, Japanese Services Group
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Making an impact since 1991

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited